

沖縄県警察における障害者雇用・活躍推進計画の実施状況

対象年度	令和7年度
------	-------

【本計画に掲げる目標について】

項目	本計画に掲げる目標内容	本計画に掲げる目標の推進状況
1 採用に関する目標	各年度6月1日時点での法定雇用率を達成する。 ※ 令和7年度目標法定雇用率：2.8%	沖縄県警察における障害者の雇用率は3.36%（令和7年6月1日）となっており、目標の法定雇用率を達成した。
2 定着に関する目標	毎年度において障害者の採用・定着状況を把握しつつ、定着率向上のための取組を推進する。	当事者職員の特性を考慮するとともに、希望する職務、配置所属について意見を集約し、適材適所の人事配置を実施した結果、期間中における離職者は生じていない。
3 働きがいに関する目標	指導担当者等による定期面談や障害者職業生活相談員への相談状況、必要に応じたアンケート等を通して当事者職員の職場環境等に対する意見を集約し、課題と対策等を分析することにより、当事者職員が働きがいを感じることができる取組を実施する。	指導担当者等による定期面談のほか、障害者職業生活相談員に対する相談体制、全職員を対象に業務環境の改善に向けた意見要望を集約する仕組みを構築しており、これにより把握した課題に対して組織で対応するなど、当事者職員が働きがいを感じることのできる職場環境の構築に努めた。
4 キャリア形成に関する目標	当事者職員一人一人の特性や能力等を把握し、本人に合った業務の割振り又は人事配置を行うほか、本人の意欲・能力等に応じた職域拡大を検討する。	採用時の面接や定期面談等を通じて当該職員一人一人の特性や能力を把握し、本人に合った業務の割振り又は人事配置を実施するなどして本人の意欲・能力等に応じた職域拡大を図った。

【本計画に掲げる取組について】

項目	本計画に掲げる取組内容	本計画に掲げる取組の推進状況
1 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1) 組織面	○ 障害者雇用推進者として警察本部警務部長を選任する。	○ 選任済み。(令和元年9月6日)
	○ 障害者職業生活相談員として、資格要件を満たす職員を選任する。	○ 資格要件を満たす職員を障害者職業生活相談員に選任した。
	○ 法定雇用率の充足や当事者職員が活躍できる職場環境の整備について、関係部署をはじめ、組織全体で取り組む体制を整備する。	○ 法定雇用率の充足に向けて、関係部署と検討を進めたほか、障害者採用試験について、関係機関等へ積極的な情報発信を実施した。
(2) 人材面	○ 障害者職業生活相談員に選任された者(選任予定の者を含む。)について、沖縄労働局が開催する障害者職業相談員資格認定講習を受講させる。	○ 障害者の採用や人事配置を所掌する担当者において、沖縄労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講した。
	○ 人事担当者や当事者職員が配置されている部署の職員を中心に、厚生労働省又は沖縄労働局が開催する障害者に関する各種講座の受講を促進する。	○ 人事担当者や当事者職員が配置されている部署の職員を中心として、厚生労働省や沖縄労働局が開催する各種講座・セミナー等(オンラインによるものを含む。)の受講を促進した。

項目	本計画に掲げる取組内容	本計画に掲げる取組の推進状況
2 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
	○ 現に勤務する当事者職員や採用が予定されている障害者が有する特性、能力、希望を踏まえ、職務の選定・創出について検討する。	○ 現に勤務する当事者職員や採用が予定される障害者について、その特性、能力、希望等を踏まえた検討を行い、適材適所の人事配置を実施した。
	○ 勤務評価や定期面談等を通じて、当該職員と担当する業務の適合性について点検を行い、必要に応じて修正する。	○ 勤務評価や定期面談等を通じて、当事者職員と担当する業務量や業務内容等の適合性について点検を実施した。

項目	本計画に掲げる取組内容	本計画に掲げる取組の推進状況
3 障害者の活躍を推進するための環境整備等		
(1) 職場環境	○ 当事者職員の意見・要望等を把握し、その特性に配慮した職場環境の整備、施設の改修等を行うほか、当該特性等について他の職員の理解を深めるなど、適切な範囲で当事者職員が働きやすい職場環境づくりに努める。	○ 下肢不自由者が配置された警察署のトイレに手すりを設置するとともに、松葉づえでも移動しやすいように勤務場所のレイアウトを変更した。
(2) 募集・採用	○ 障害を有することによる受験負担を軽減するため、受験に当たって配慮を希望する事項を受験申込時に確認するなど、適切に受験できる環境を整備する。 ○ 募集・採用活動に際しては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除する。 ・ 自力で通勤するといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 就労支援機関に所属又は登録しており、雇用期間中に支援が受けられるといった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。	○ 障害を有することによる受験負担を軽減するため、受験に当たって配慮を希望する事項を受験申込時に確認した。 ○ 募集・採用に当たっては、左記に掲げる取扱いの禁止事項を遵守した受験資格を設定の上、採用試験を実施した。
(3) 働き方	○ 時間単位の年次休暇や病気休暇、特別休暇といった各種休暇制度の積極的な利用を促進する。	○ 当事者職員はもとより全ての職員を対象に、幹部会議や各種教養研修等、様々な機会に各種休暇の取得を推進した。
(4) キャリア形成	○ 当事者職員の希望等を踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練への参加を促進するほか、当事者職員のキャリア形成に資する職務選定について検討する。	○ 所属における教養など様々な機会を通じ、当事者職員のキャリア形成のための各種教養研修の機会を提供した。
(5) その他	○ 当事者職員の勤務環境や体調等への配慮を適切に行う。 ○ 職場までの距離や通勤方法、バリアフリー化などの施設の整備状況を考慮した人事配置を検討する。 ○ 中途障害者(疾病や事故等により在職中に障害者となった者)の円滑な職場復帰のために必要な職務の選定、職場環境の整備、通院への配慮、働き方及びキャリア形成に配慮する。	○ 日常的に現状の把握に努め、適時適切な配慮に努めた。 ○ 当事者職員の特長や希望等を踏まえつつ、通勤距離・方法を含め、当事者職員の配置先の検討を行った。 ○ 令和7度の中途障害者はなし

項目	本計画に掲げる取組内容	本計画に掲げる取組の推進状況
4 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて障害者の活躍の場の拡大を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内の障害者就労施設に対して警察本部庁舎内の環境整備の発注を行い、障害者の活躍の場を拡大した。